

補助事業の実施に当たって誓約すべき事項（研究機関の長）

補助事業の実施は、研究機関の組織的な取組として責任を持って行うことが求められます。

ついては、下記の内容を十分に確認し、遵守する場合には各事項にチェックを入れてください。全ての事項にチェックを入れなければ、補助金の交付はしません。

（補助条件の遵守について）

- 科研費により研究活動等を遂行するに当たり、補助条件を理解しこれを遵守します。また、学術研究に対する国民の負託を受けていること、及び科研費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、科研費を適正かつ効率的に使用するとともに、研究活動等において不正行為を行わないことを約束します。

（研究機関の長の責務について）

- プログラムを機関独自の取組として主催し、実施代表者と連携して確実に実施します。
- 科研費の管理及び日本学術振興会への連絡調整、書類提出等の事務手続きを行います。
- プログラムの広報活動、受講生募集、その他プログラムの実施に関して、実施代表者と協力して行います。

上記内容の全てを遵守します。